３．変更の内容	構成設備の種類			
	構成設備の名称			
	構成設備の機能			
	構成設備番号			
	供給者	名称		
		住所		
		設立準拠法国等		
	変更を行った時期			
	変更を行った理由			
４．備考				

（記載上の注意）

１．「１．変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近の年月日を記載すること。

２．構成設備の追加又は削除を行った場合は、「変更前」又は「変更後」の欄に「追加」又は「削除」と記載すること。

３．特定重要設備の供給者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

４．３の規定により特定重要設備の供給者から報告（第23条第１項第４号に掲げる変更（構成設備が第１条第11号ロ又はヘに規定する機能に係るものである場合に限る。）を行う場合に限る。）を受けた特定社会基盤事業者は、様式第四（一）又は様式第五（一）（構成設備を追加する変更の届出又は報告をしたことがある場合には本様式、様式第七（一）及び様式第八（一）も同様。）に記載した構成設備に係る変更（構成設備を追加する変更を除く。）をする場合には、「３．変更の内容」の「構成設備番号」の欄にその際に記載した構成設備番号を、構成設備を追加する変更をする場合には、当該供給者に対し、追加する構成設備ごとに構成設備番号を付与しこれを通知するとともに、同欄に当該構成設備番号を記載することとする。この場合において、当該供給者が当該変更の内容について経済産業大臣に直接に提出する時は、先立って経済産業大臣に示した又は追加する構成設備について特定社会基盤事業者から通知を受けた構成設備番号を併せて示すものとする。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の日から施行する。